

議 題 1

第 4 次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画（熊本県消費者教育推進計画）の
令和 7 年度（2025 年度）の実施結果について

重点施策 1 消費者被害の未然防止と早期救済の推進

1 消費生活相談機能の充実・強化

(1) 市町村における相談機能の強化支援

事業概要	令和 7 年度の取組み概要
○単独では消費生活相談窓口の開設が困難な町村における相談体制を確立し、消費生活相談機能の向上を図るため、市町村間の広域連携推進に向けた取組を支援する。 ○市町村の消費生活相談窓口の機能強化のため、相談業務や職員の意識啓発に必要な研修会や情報交換会等を実施するとともに、市町村消費生活相談員に対する受入及び訪問による研修を行う。	○県内で専門相談員を配置していない 2 町村（産山村、津奈木町）の消費生活相談への対応について、県消費生活センターで専門的知見による助言等の支援を行った。また、交付金活用の支援等を行い、令和 8 年 4 月から水俣市と津奈木町が広域連携を開始することが決定し、津奈木町に専門相談員が配置されることとなった。 ○市町村の消費者行政担当職員を対象として研修会を対面で実施（5/12）。消費者行政担当者など 40 名が参加。地方消費者行政強化交付金（推進事業分）の活用期限について情報共有した。 ○市町村消費生活相談員連絡会議を開催（12/4）。消費生活相談員など 23 名が参加。 ○消費生活相談員受入研修：4 市、巡回訪問研修：2 市 2 町 ○市町村からの経由相談対応：93 件 ○解決困難事例の解決方法や法解釈等について、県弁護士会と県

○市町村における多重債務相談実施を支援するため、市町村担当職員に対して多重債務に関する研修を行う。	及び市町村相談員による定期的な勉強会を開催。 ※第１回：7/24、第２回：11/27 ○生活再生支援対策研修会を12月に、現地とオンラインのハイブリット形式で実施し、218名が参加。 ○市町村相談員がお金の悩み無料相談会（9/14 合志市、11/30 水俣市）に同席する実地研修を実施。
--	--

（２）県消費生活センターの専門的・広域的な機能の充実・強化

事業概要	令和７年度の取組み概要
○県消費生活センターの消費生活相談員を各種研修に参加させて、多種多様な消費生活相談への対応に必要な知識の習得と相談処理能力のレベルアップを図る。 ○県弁護士会と定期的な勉強会を開催し、解決困難事例の解決方法や法解釈等について理解を深め、消費生活相談処理能力の向上を図る。また、ＩＣＴを活用した市町村支援事業により、市町村からの参加も可能とする。 ○県民の消費生活の安定や向上に資するため、県のホームページ等を活用して県民に生活情報等を提供する。	○国民生活センター研修では、基礎力強化研修、専門事例講座など１０テーマ、延べ１５名の相談員が参加し個々のスキルアップとともに、研修内容をセンター内で共有し県センター全体のレベルアップを図った。 ○第１回勉強会：令和７年７月２４日 事例①ファイル共有ソフト使用による著作権侵害、②新車購入に伴う契約トラブル（会場参加２４名、オンライン参加２６名） ○第２回勉強会：令和７年１１月２７日 事例①エステ契約の中途解約に伴うクレジット中途解約手数料、②分電盤の点検商法（会場参加２１名、オンライン参加２３名） ○ホームページに消費生活に関する各種生活情報を掲載するとともに、地元マスコミ等の協力を得て、県民へ最新情報を提供した。※熊日せいかつＱＡに２６回掲載

2 多重債務者に対する生活再生支援

事業概要	令和7年度の取組み概要
○多重債務者対策の円滑な推進を図り、関係機関及び団体相互の連携を強化するため、熊本県多重債務者対策協議会及び専門部会を開催する。 ○債務整理後の生活再生に向けた家計診断・生活指導を行うとともに、必要に応じて、生活再生中に発生した臨時的な生活資金に対する貸付を行うなど、債務整理から生活再生までの一貫した支援を、民間団体と連携して実施する。	○多重債務者対策協議会を開催し（専門部会2回、協議会1回）、関係団体の取組状況等について情報交換を実施した。 ○お金の悩み無料相談会（2回）を開催し、関係機関が連携して対応した。（第1回：9/13 合志市、第2回：11/30 水俣市） ○消費者自立のための生活再生総合支援事業により、以下の取組を実施した。 ・生活再生相談（面談件数586件、電話件数933件） ・家計診断（家計相談378件） ・個別要因に応じたトラブル解決支援（法律家等同行支援419件）

3 消費生活の安全・安心の確保

事業概要	令和7年度の取組み概要
○食の安全安心に関する県民の知識の普及や理解促進のため、消費者等の関心の高いテーマ（食品表示、食品添加物等）を設定した食の安全セミナーや地域での意見交換会等を開催するとともに、食品表示制度や食の安全性確保に関する取組みについての出前講座や研修会等も積極的に実施する。 ○消費者被害の未然防止、拡大防止のため、事業者・事業者団体に対して改善要求等を行うとともに、国、警察等の関係行政機関に対して、指導・法改正・制度改正の要望及び啓発等に係る情報提供又は情報共有を行う。	○食の安全安心に関する出前講座を実施（20回）するとともに、特定テーマ「輸入食品」による「食の安全セミナー」を開催（11月、50人）。併せて各種講習会を開催。 ○悪質業者に対し、問題点の改善要求等を行った。（不当景品類及び不当表示防止法に基づく行政指導4件、割賦販売法に基づく行政指導2件、特定商取引法に基づく行政指導3件、事業者訪問対応73件）

○ヤミ金融事犯に対して、適切な被害者対策を推進するとともに、取締りを強化する。 ○消費者被害の拡大防止のため、消費者安全法に基づく重大事故に該当する消費生活相談が寄せられた場合は、早急に消費者庁に情報提供を行う。	○ヤミ金融事犯及び同助長犯罪の取締りを推進し、貸金業法違反、出資法違反、犯罪収益移転防止法違反（口座の譲渡等）等を検挙した。また、ヤミ金融業者に対する電話警告を実施するとともに、ヤミ金融に利用された口座凍結のための情報提供、携帯電話の契約者確認要求、インターネット上のヤミ金融広告の削除依頼等の犯行ツール対策を実施した。 ○消費者安全法に基づく重大事故に該当する消費生活相談が寄せられたため、直ちに消費者庁に情報提供を行った（3件）。
--	---

4 地域における高齢者・障がい者等に対する見守り活動の推進

事業概要	令和7年度の実施概要
○高齢者等の消費者被害の未然防止・早期救済を図るため、市町村における見守りネットワーク体制の構築を支援する。	○熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会を開催（12/11）するとともに、随時、構成団体等に対し、メールやチラシによる消費者被害情報の提供を行った。

5 訪日外国人・在留外国人の消費者トラブルへの対応

事業概要	令和7年度の実施概要
○訪日外国人・在留外国人の増加が見込まれ、外国人が取引の当事者となる消費者トラブルも増加することが懸念されるため、県消費生活センター及び関係機関と連携して対応する。	○訪日外国人・在留外国人の消費者トラブルについては、必要に応じて、関係機関と連携して対応した。※相談実績：16件

重点施策２ 持続可能な社会に向けた取組の推進

１ 食品ロスの削減に向けた取組の推進

事業概要	令和７年度取組概要
○令和４年３月に策定した県計画に基づき、消費者等の行動変容につながる４つの行動を食品ロス削減アクション「四つ葉のクローバー運動」として重点的に推進する。 ○食品廃棄物の減量化に向け、「くまもと食べきり運動」など、県民・事業者・行政が連携した取組を展開する。	○新聞、テレビ等による「てまえどり」、「食べきり運動」の周知啓発を実施。また、県内企業を募集して「フードドライブ」を実施（９月）。 また、県民を対象にモニターを募集して「食ロスチェック」を実施（８～１０月）し、７４人が参加。 ○「九州食べきり協力店」への新規登録６１店舗に対し、啓発物（ポスター及び卓上ポップ）の配布を行った。

２ 環境の保全、その他の持続可能な社会の形成に資する取組の推進

事業概要	令和７年度取組概要
○「エシカル消費」について、地産地消の推進等の取組事例を記載した消費者教材を作成する等により、その普及啓発を推進する。	○エシカル消費について、消費者教育コーディネーターが作成した教材やパンフレット等を活用し、出前講座（２件、食品ロス削減の内容を含む）による普及啓発を行うとともに、県民向け「エシカル消費」の教材を作成し、県 HP に掲載した。

重点施策3 消費生活に関連する多様な課題への対応

事業概要	令和7年度の実施概要
○熊本地震の被災を含む消費生活上の様々な課題を抱える方々の生活再生のため、相談を受け、多様なメニューを活用し、相談者が自立的な生活を送るための支援を行う。 ○SNSに関する相談に対応するため、県消費生活センター職員の専門性の向上を図るとともに、市町村に対して必要な知識や技術を共有する。	○消費者自立のための生活再生総合支援事業を「グリーンコープ生活協同組合くまもと」に委託し、大規模自然災害被災者への特別金利での貸し付けを行った（3件）。 ○国民生活センター主催研修参加15回（うちSNS関係研修1回）。市町村消費生活行政職員・相談員研修会において相談概要を説明。

重点施策4 消費者教育の推進

1 ライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進

（1）学校等における消費者教育の推進

事業概要	令和7年度の実施概要
○教育活動の全体を通じて、幼児、児童及び生徒の発達の段階に応じた消費者教育の実施又は実施のための支援を行う。また、消費者教育の現状について理解を深め、消費者教育の充実を図り、授業に活動できる環境を整えるため、消費者教育に関する情報や実践事例を提供する。	○（高等学校期）全校で実施（家庭科、公民科、商業科等）。また、金融経済教育推進機構（J-FLEC）にて作成した学習指導案等の活用について周知。 ○（義務教育期）7月実施の教科等指導主事研修会等において、消費者教育の推進や出前講座に関する資料配付等の情報提供を実施。 ○（特別支援学校）全校で実施（社会、公民、生活、職業・家庭、技術・家庭、家庭、情報、道徳等）

○成年年齢の引き下げに向けた動きがある中で、成年を境に消費者被害が急増する状況を踏まえ、学校教育と連携し、高校生等を対象とした消費生活講座を実施する。 ○消費者被害の未然防止と被害拡大防止のため、大学生等への消費生活相談窓口の周知を図るとともにタイムリーな消費者被害の情報提供を行う。	○私学振興課及び教育庁各課と連携し、申込みがあった高等学校に対して出前講座を実施した（27 校）。 ○県内の適格消費者団体に委託し、「若者に対する消費者教育出前講座」を実施した（2 大学、212 名）。また、大学等に対し、消費者被害を防止するための啓発チラシを配布した。
--	---

（２）職域、地域社会における消費者教育の推進

事業概要	令和 7 年度の取組み概要
○水銀フリー社会の実現に向けて国内外に対し、先導的に情報発信を行っていく。 ○脱炭素社会の実現に向け、県民・事業者等の行動変容を促し、「2050 年県内 CO2 排出実質ゼロ」に向けた取組みを加速化させる。 ○県民や生産者、関係事業者及び関係機関における県内農林水産物等の優先的な利活用や熊本の食文化等への理解促進のため、地産地消の推進に向けた取組を推進する。	○熊本県立大学において、国際機関の職員を講師に招き「水銀フリーに係る出前講座」を開催（受講者約 30 名）。 ○「くまもとゼロカーボン行動ブック」を活用し、小学 5 年生を対象とした「肥後っ子教室」、「くまもと環境出前講座」等において環境教育を行うとともに、各種団体の研修会等を活用し家庭や事業所での普及啓発を実施。 ○地産地消に係る情報発信と普及啓発 ・地産地消に関する様々な情報、取組を地産地消サイトで発信 ・地産地消に関する県公式 SNS での情報発信（月 2 回程度） ○地産地消協力店の指定（令和 8 年 3 月末で約 490 店舗を指定） ○小学生と保護者向けイベント開催（8 月、40 名）

2 効果的な消費者教育のための取組の推進

事業概要	令和7年度取組概要
○消費者団体の健全かつ自主的な活動を促進するため、県ホームページ等で主催事業に参加を周知し、消費者への啓発活動等について支援する。 ○学習指導要領の内容を具現化するため、消費者教育の現状とその必要性について理解を深め、社会科、家庭科の教科研修を中心に授業指導力を育成する研修を行う。 また、消費生活センターと連携し、本県の消費者問題を踏まえた教育実践について演習を交えた研修を行う。 ○くまもと家庭教育支援条例に基づき、すべての保護者に対し、家庭教育の重要性を周知・啓発するとともに、親としての学びを深める「親の学び」講座の普及に取り組む。また、講座を推進する人材養成研修において消費者教育に係る情報提供を行う。	○消費生活講演会を J-FLEC や消費者団体等と共同で開催（12/2）。 ○県立学校初任者研修において、小中高の内容を系統的に示した。また家庭科における消費者教育の推進に向け、SDGs を踏まえた関係官庁の HP を参考にした研修を実施した。 ○小中学校の家庭科に関する研修においては、高等学校の内容を系統的に示した。小学校においては「買物の仕組みや消費者の役割」について扱った。中学校においては「売買契約の仕組み」と関連させて、三者間契約について扱い、「消費者の権利と責任」について考えさせることにつながる研修を行った。 ○「親の学び」講座を実施する進行役及び進行役に指導助言を行うトレーナーを育成するため、市町村と連携して人材養成研修を開催した。 ・くまもと「親の学び」プログラムトレーナー研修会（4 回実施、参加者 186 人） ・くまもと「親の学び」プログラム進行役養成講座（県内 10 地域の 20 会場で実施、参加者計 395 人）

重点施策5 消費者行政を推進するための体制整備

事業概要	令和7年度の取組み概要
○消費者の意見を反映し、消費者の利益の擁護を図り、消費生活の安定及び向上に関する重要な事項を審議するため、消費生活審議会を開催する。 ○次世代の消費生活相談を担える人材を育成するため、消費生活相談員資格取得支援講座を実施する。 消費者被害を早期に発見し、被害拡大、未然防止を図る人材を育成するため、消費生活相談支援サポーター育成講座を実施する。	○熊本県消費生活審議会に第4次消費者基本計画に基づく各施策・事業の進捗状況を報告するとともに、第5次消費者基本計画の策定等について審議をした（8/1、11/4）。 ○消費生活相談員資格取得支援講座を以下の日程で4回実施（20名参加） ・令和7年 7月12日（土）10時00分～12時00分 ・令和7年 8月 2日（土）10時00分～12時00分 ・令和7年 9月 6日（土）10時00分～12時00分 ・令和7年10月 4日（土）10時00分～12時00分 ○市町村の相談窓口や地域において消費者行政の推進への協力が可能な人材を育成することを目的とした「消費生活相談サポーター育成事業」を実施（受講者40名）。